

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

< 予算関係法律案 >

安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保又は船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画（仮称）の作成及び同計画に係る認定事業者に対する課税の特例等の支援措置等について定めるとともに、船員の労働環境の改善のための措置を講ずる。

施策の背景・目的

日本船舶・日本人船員の激減する外航海運

貿易量の99.7%を担う**外航海運**。

世界単一市場における**国際競争が激化**する中、**日本船舶・外航日本人船員が極端に減少**。

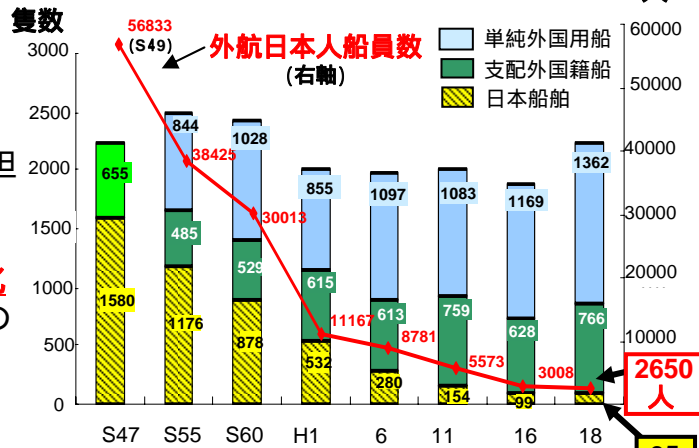
高齢化・人手不足の内航海運

国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資の約8割を担う**内航海運**や年間1億人が利用する国内旅客船。

その人的基盤である**内航船員**は不可欠だが、**高齢化が著しく**（45歳以上が64%）、将来的に約2割程度の**船員不足が生じるおそれ**。

日本船舶・外航日本人船員の減少

日本船舶：1580隻（昭和47年）
95隻（平成18年）
外航日本人船員：約5万7千人（昭和49年）
約2,600人（平成18年）



海洋基本法の成立(H19)
20条(海上輸送の確保)

安定的な海上輸送の確保が国家的課題に

具体的施策

海上運送法の一部改正（日本船舶の確保、船員の育成及び確保のための支援）

日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する**基本方針**（国土交通大臣作成）

日本船舶及び船員の確保の意義及び目標 等

日本船舶・船員確保計画（船舶運航事業者等作成）

日本船舶の建造等の計画、船員の確保・訓練の計画 等

国土交通大臣の認定

安定的な国際海上輸送の確保を図るための措置

- ・ 課税の特例（**トン数標準税制**）の適用
- ・ 適切な計画遂行の担保措置（勧告、認定取消し等）
- ・ 日本船舶に対する譲渡等の届出
- ・ 航海命令の範囲の国際海上輸送への拡大

安定的な国内海上輸送の確保を図るための措置

- ・ 国による資金の確保（**船員計画雇用促進等事業**）
- ・ 船員職業安定法の特例（船員派遣事業のみなし許可等）
- ・ 適切な計画遂行の担保措置（勧告、認定取消し等）
- ・ 船員教育機関の協力

船員法の一部改正（船員確保のための労働環境の改善）

- ・ 時間外労働の上限基準の設定、休息時間の確保
- ・ 航海命令の範囲の拡大に伴う改正（航海命令従事証明書の備置き義務等） 等

（附則）租税特別措置法の一部改正

- ・ トン数標準税制の創設